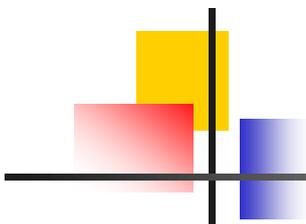


令和6年9月20日



地域未来投資促進法に係る 基本計画の同意について

地域未来投資促進法は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域の事業者に対して経済的波及効果を及ぼす事業（地域経済牽引事業）を促進することで、地域経済における稼ぐ力の好循環を実現させることを目的に企業立地促進法を改正したもので、平成29年7月31日に施行されました。

河内長野市では、大阪府と共同でこの法律に基づく基本計画を策定し、このたび国の同意を得ました。

民間事業者は、この基本計画を踏まえた「地域経済牽引事業計画」を策定し、大阪府知事の承認を得ることで、税制優遇をはじめとした国等の支援を受けることができます。

■計画期間

令和6年9月20日（金）～令和11年3月31日（土）

※詳細はHP (<https://www.city.kawachinagano.lg.jp//soshiki/16/102699.html>) からご確認ください。

【問い合わせ】

河内長野市 環境経済部 産業観光課 商工・労働係

電話：0721-53-1111